

議案第130号

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議決を求める。

令和8年6月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 放棄する権利の内容 市が相手方に対して有する、相手方が法律上の原因のない不当な請求により支給を受けた診療報酬等の返還を請求する権利
- 2 相 手 方 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○ ○○
- 3 放棄する権利の額 13,562,886円
- 4 放棄の理由 相手方が破産手続開始の申立てを行い、裁判所による免責許可の決定が確定したことから、破産法第253条第1項の規定により権利を行使できないため。